

# 身体障害者手帳

## ◆対象となる人

障がいの種類	等級	備 考
身体障がい	1～6級	
<b>【留意事項】</b> 新たに障がいの認定を受けようとする人、既に認定を受けていて、等級の変更申請をしようとする人。		

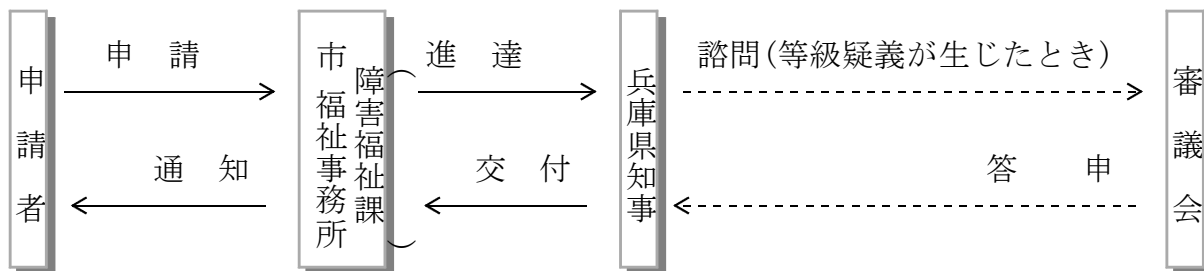
## ◆サービスの説明

身体障害者福祉法に基づく福祉サービスを受けることができる対象者(児)であることを確認した証明書で、知事等から交付されます。  
等級については資料編を参照してください。

## ◆申請先

市役所 1階 福祉推進室 障害福祉課 Tel 740-1178

申請から交付までの流れ



- \* 手帳が交付されるまでの期間は、およそ1～2ヶ月程度が必要です。
- \* 審議会に諮問されると、3ヶ月～6ヶ月以上かかる場合があります。

## ◆申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳交付申請書（所定の様式が障害福祉課にあります。）
- ・診断書・意見書（所定の様式が障害福祉課にあります。）  
\* 診断書・意見書は指定医師に作成してもらってください。
- ・写真1枚  
\* たて4 cm、よこ3 cm、上半身(無帽)、おおむね6ヶ月以内に撮影されたもの。
- ・認め印

## ◆関連する項目

# 療育手帳

## ◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
知的障がい 発達障がい	A・B 1・B 2	
<b>【留意事項】</b> 新たに障がいの認定を受けようとする人、既に認定を受けていて、等級の変更申請をしようとする人。		

## ◆サービスの説明

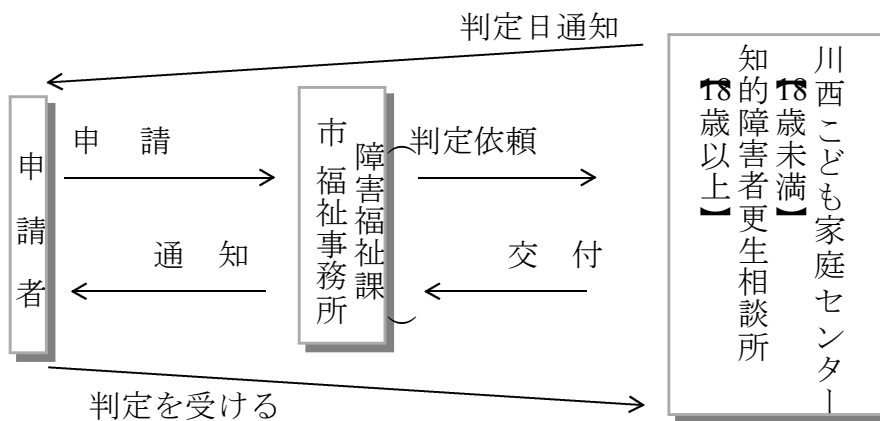
知的障がい児(者)及び発達障がい児(者)に対して一貫した指導や相談を行うとともに、各種の福祉サービスを受けるために知事等から交付されるものです。

手帳は、川西こども家庭センター（原則として18歳未満の人が対象）や知的障害者更生相談所（原則として18歳以上の人を対象）において知的(発達)障がい児(者)と判定された人に交付されます。

## ◆手続(申請)先

市役所 1階 福祉推進室 障害福祉課 Tel 740-1178

申請から交付までの流れ



## ◆手続に必要なもの

- ・療育手帳交付申請書（所定の様式が障害福祉課にあります。）
- ・写真1枚（必要でない場合もあります。）  
\*たて4 cm、よこ3 cm、上半身(無帽)、おおむね6ヶ月以内に撮影されたもの
- ・認め印

## ◆関連する項目

# 精神障害者保健福祉手帳

### ◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
精神障がい	1～3級	
<b>【留意事項】</b> 新たに障がいの認定を受けようとする人、既に認定を受けていて、等級の変更申請をしようとする人。		

### ◆説明

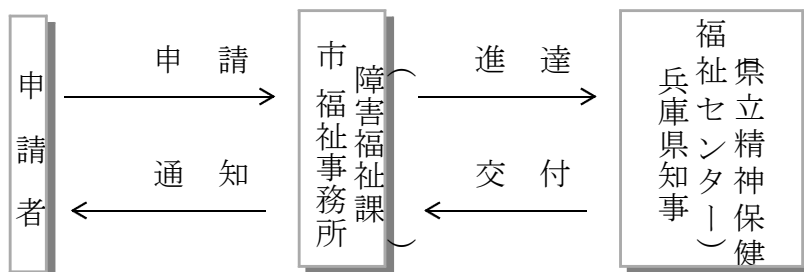
一定の精神障がいの状態にある人（精神障がいの初診日から6ヶ月以上経過している必要があります）に対して、障がいの状態を認定する手帳を交付します。手帳の交付を受けることにより、福祉サービスを受けることができるようになる場合があります。

なお、手帳には有効期限（原則として交付日から2年が経過する日の属する月の末日）が定められており、この有効期限の満了する3ヶ月前から更新申請ができます。

### ◆手続（申請）先

市役所 1階 福祉推進室 障害福祉課 Tel 740-1178

申請から交付までの流れ



\*申請から手帳が交付されるまで、およそ3ヶ月程度必要です。

\*兵庫県知事への進達は伊丹健康福祉事務所を経由して行います。

### ◆手続に必要なもの

- 精神障害者保健福祉手帳交付申請書（所定の様式が障害福祉課にあります。）
- 診断書（所定の様式が障害福祉課にあります。医師作成から3ヶ月以内のもの）  
\*精神障がいを理由とする年金を受給している人は、診断書の提出に代え、年金証書の写し及び最新の年金振込通知書、社会保険事務所等照会同意書による申請ができます。
- 写真1枚 \*たて4 cm、よこ3 cm、上半身（無帽）、おおむね6ヶ月以内に撮影されたもの
- 印鑑

### ◆関連する項目